# 様式 1 公表されるべき事項

#### 国立大学法人京都教育大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
  - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
    - ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

京都教育大学は教員養成を主たる役割とする単科大学として、学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養うとともに、教育専門職に必要な資質、能力を有する人材の養成を行うことを社会的使命としており、実践型教員養成機能への質的転換を図り、学び続ける教員の養成のための改革と機能強化を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、京都教育大学の学長は、職員数約386名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

京都教育大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性や国家公務員指定職の俸給との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

役員報酬のうち期末特別手当について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び大学の財務状況等により増減を要する必要があると認める場合は、各役員の担当業務の遂行を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考える。

# ② 役員報酬基準の改定内容 法人の長 改定なし 理事(非常勤) 該当者なし 監事(非常勤) 改定なし

# 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度	E年間報酬等(	の総額		就任•退	:任の状況	前職
(文)		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	月月月1
法人の長	千円	千円	千円	<sup>千円</sup> 1,049 (地域手当)			
14人の民	15,645	10,494	4,050	51 (通勤手当)			*
	千円	千円	千円	千円			
A理事	12,376	8,276	3,194	827 (地域手当) 78 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
B理事	12,298	8,276	3,194	827 (地域手当) 0 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
C理事	11,902	7,678	2,963	767 (地域手当) 0 (通勤手当) 492 <sup>(単身赴任手当)</sup>	4月1日		$\Diamond$
A監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	1,082	1,082	0	0 ( )			*
B監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	1,082	1,082	0	0 ( )			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:地域手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

# 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

#### Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
  - ①人件費管理の基本方針

高い割合の人件費率と運営費交付金に係る効率化係数等を考慮し、全体的な抑制を図りながら、人件費の効率的な管理・運営に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

法人の運営活動に必要な経費の大部分を運営費交付金に依拠していることや法人の

業務実績及び社会一般の情勢等に適合したものとなるようにするため、人事院勧告等を \_参考に決定している。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方職員の勤務成績に応じ、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容」

給与種目	制度の内容
本給月額	一定期間良好な成績で勤務したとき、勤務成績に応じて上位の
(昇給)	号給に昇給させることができる。
本給月額	勤務成績良好で、かつ昇格基準に達している場合、上位の級に
(昇格)	昇格させることができる。
賞与:勤勉手当	基準日以前6箇月における勤務成績に応じて成績率(支給割合)を
(査定分)	決定し、支給する。

- ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点
  - ◎ 平成25年4月1日適用で以下の改正を行った。
  - 平成25年4月1日において39歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年 1月1日、平成21年1月1日に昇給等抑制を受けた教職員及び、当該教職員との権衡上 必要があると認められる教職員の号給を1号給上位の号給とする改正。

# 2 職員給与の支給状況

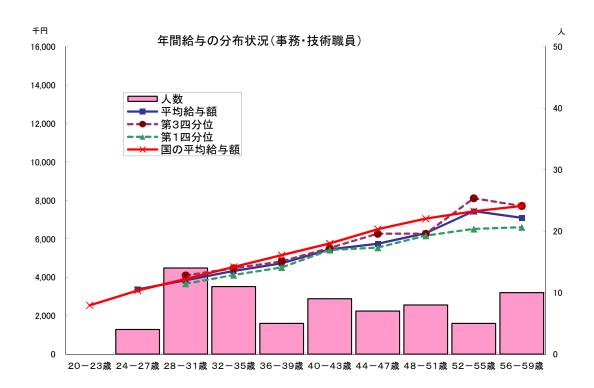
# ① 職種別支給状況

				平成2	25年度の年	間給与額(	平均)
	区分	人員	平均年齢			うち通勤手当	うち賞与
يد		\(\)	歳	千円	千円	千円	千円
- 日	的職員	321	47.1	7,265	5,497	105	1,768
	± 3/2 ++ 4/2°	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	73	41.5	5,387	4,100	95	1,287
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(	大学教員)	111	52.4	8,720	6,474	129	2,246
f. f. d	She all about	人	歳	千円	千円	千円	千円
技1	術・労務職種	2	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	高等学校等教員)	56	48.0	7,580	5,824	92	1,756
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	養務教育学校教員)	78	43.9	6,832	5,259	89	1,573
その	の他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	療技術職員)	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない

			平成2	25年度の年	間給与額(	平均)
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	りち連勤手当	
エス 日酔 ロ	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	3	61.8	4,373	3,712		661
+ 75 H-415	人	葴	千円	千円	千円	千円
事務・技術	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(附属高等学校等教員)	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	
その他医療職種		歳	千円	千円	千円	千円
(看護師)	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない

- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- 注2:区分の「在外職員」、「任期付職員」、「非常勤職員」については、該当者がいないので省略した。
- 注3:職種の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないので省略した。
- 注4:「技能・労務職種」とは、調理師である。
- 注5:「教育職種(附属高等学校等教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。
- 注6:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
- 注7:「その他医療職種(医療技術職員)」とは栄養士である。
- 注8:常勤職員の技術・労務職種、その他医療職種及び再任用職員については、各区分の該当者が2人以下のため、 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

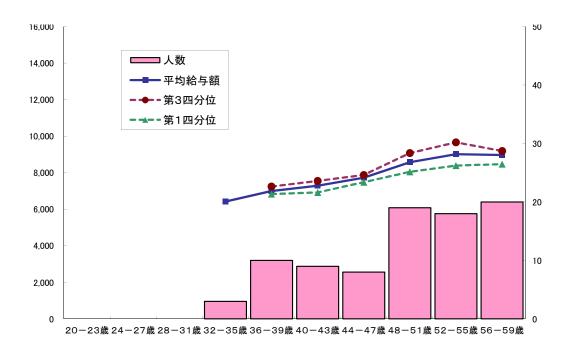
注2:年齢24歳~27歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
課長	8	56.0	7,558	7,768	8,068
グルレープリーダー	12	51.7	6,167	6,358	6,517
主査	22	44.4	5,306	5,646	6,056
主任	13	35.0	4,216	4,338	4,469
スタッフ	18	29.4	3,567	3,740	4,085

注1:本学では平成18年8月1日から、グループ制を導入し、「グループリーダー」は課長補佐相当、「主査」は係長相当、「スタッフ」は係員相当である。

年間給与の分布状況(教育職員(大学教員)) <sup>人</sup>



注:年齢32歳~35歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

#### (教育職員(大学教員))

(4)(1) 19(2)(7)(1)					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
ガ和状況をかりグループ	八貝	干均十m	第1分位	干均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	62	57.5	8,924	9,387	9,725
准教授	44	46.6	7,229	7,698	8,163
講師	5	41.3	6,182	6,573	6,833

# ③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		スタッフ	主任 スタッフ	主任 主査	ク゛ループ゜リータ゛ー 主査	課長 グループリーダー
人員	73	人 3	人 16		人 14	人 6
(割合)	13	(4.1%)	(21.9%)	(38.4%)	(19.2%)	(8.2%)
年齢(最高 ~最低)		歳 28~25	歳 46~27	<sub>歳</sub> 52~32	<sub>歳</sub> 59~46	<sup>歳</sup> 58~52
所定内給 与年額(最 高~最低)		<sub>千円</sub> 2,407~ 2,336	<sup>千円</sup> 3,343~ 2,623	<sup>千円</sup> 4,568~ 2,990	<sub>手円</sub> 5,204~ 4,404	<sub>手円</sub> 5,928~ 4,840
年間給与 額(最高~ 最低)		<sup>千円</sup> 3,155∼ 3,057	千円 4,340~ 3,422	<sup>千円</sup> 6,056~ 3,920	千円 6,944~ 5,858	<sup>千円</sup> 7,712~ 6,517
区分	計	6級	7級	8級	9級	
標準的 な職位		課長	部長	局長 部長	局長	
人員 (割合)		6 (8.2%)	人 該当者なし ( %)	人 該当者なし ( %)	人 該当者なし ( %)	
年齢(最高 ~最低)		歳 59~53	~	~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 6,412~ 5,790	千円	千円	千円	
年間給与 額(最高~ 最低)		<sup>千円</sup> 8,454~ 7,558	千円	千円	千円	

# (教育職員(大学教員))

10-11-17-1	A () ( ) ( ) (A)					
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		助教	講師 助手	講師	准教授	教授
人員	人 111	人 該当者なし	人 該当者なし	人 5	人 44	人 62
(割合)		( %)	( %)	(4.5%)	(39.6%)	(55.9%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 ~	歳 64~32	歳 58~34	歳 64~48
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円	<sup>千円</sup> 5,621~ 4,362	<sup>千円</sup> 6,438~ 4,999	<sup>千円</sup> 8,728~ 5,989
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 ~	千円 ~	<sup>千円</sup> 7,597~ 5,885	<sub>手円</sub> 8,651~ 6,748	<sup>千円</sup> 11,511~ 8,041

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	年文和力(朔木竹三)	63.9	68.1	66.1
管理		%	%	%
職員	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	36.1	31.9	33.9
		%	%	%
	最高~最低	37.4~34.3	34.9~30.9	34.8~32.8
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	件久相为 (朔水阳当)	64.1	66.6	65.4
一般		%	%	%
職員	查定支給分 (勤勉相当) (平均)	35.9	33.4	34.6
		%	%	%
	最高~最低	38.5~32.9	35.5~30.3	35.4~32.3

#### (教育職員(大学教員))

	X	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律	支給分(期末相当)	%	%	%
	17	文相力 (朔木作当)	64.8	66.3	65.6
<i>₩</i> . 400			%	%	%
管理職員		支給分 边相当) 匀)	35.2	33.7	34.4
			%	%	%
		最高~最低	38.1~34.4	35.5~31.9	35.4~33.3
	/:h.	+ 40 / / HII + HII / / /	%	%	%
	一年	支給分(期末相当)	63.7	66.9	65.4
			%	%	%
一般職員		支給分 边相当) 匀)	36.3	33.1	34.6
			%	%	%
		最高~最低	38.5~33.8	35.5~31.0	35.4~32.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標 (事務・技術職員/教育職員(大学教員))

#### (事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 93.8 104.7

#### (教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

101.2

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」 においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の 給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

#### 給与水準の比較指標について参考となる事項

# ○事務•技術職員

項目	内容
	対国家公務員 93.8
指数の状況	地域勘案97.0参考学歴勘案92.5地域・学歴勘案96.5
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 78% (国からの財政支出額 4,899,718,000円、支出予算の総額 6,286,751,000円:平成25年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が高いものの累積欠損はない。 給与水準については、対国家公務員指数を下回っていることからも、適切な水準であると考える。 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も全体的な抑制を図りながら適正な給与水準を維持するよう努める。

# ○教育職員(大学教員)

- ・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 99.7
- (注) 上記比較指数は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。 (なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

#### Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年 度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A)	2,750,939	2,837,275	$\triangle$ 86,336	$(\triangle 3.0)$	△ 198,013	$(\triangle 6.7)$
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B)	104,296	231,178	△ 126,882	$(\triangle 54.9)$	△ 136,833	(△56.7)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C)	380,640	370,915	9,725	(2.6)	28,927	(8.2)
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D)	412,090	405,974	6,116	(1.5)	21,999	(5.6)
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D)	3,647,965	3,845,342	△ 197,377	$(\triangle 5.1)$	△ 283,920	$(\triangle 7.2)$

注:「非常勤役職員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

#### ① 給与、報酬等支給総額

平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく給与規程改正に伴う本給等の削減を昨年度は8月より実施したが、平成25年度は4月から平成26年3月まで実施したため、さらに前年度比▲3.0%となった。

#### ② 退職手当支給額

今年度は昨年度に比べて退職者が少なかったこと、特に在職期間の長い教職員の定年退職者が少なかったため、前年度比▲54.9%となった。

(「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置を 役員については平成25年1月1日、教職員については平成25年2月1日から講じている。)

#### ③ 非常勤役職員等給与

補助金事業実施に係る有期雇用者等短時間勤務者の雇用増加等により、前年比2.5%増となった。

#### ④ 最広義人件費

給与、報酬等の支給総額においては特例法に基づく本給等の削減、退職手当支給額においては 国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等に基づく措置及び、退職者の減により、前年度比 ▲5.1%となった。

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし